

# 平成 28 年熊本地震支援金規程

## (目 的)

第 1 条 平成 28 年熊本地震で被害を受けた聴覚障害児・者、手話通訳者等を対象に、救援活動を行うことを目的とする。

## (支援金の運用)

第 2 条 平成 28 年熊本地震支援金（以下、支援金と称す）の運用については、聴覚障害者災害救援対策本部（以下、対策本部と称す）が行う。

2. 支援金の使途は、対策本部救援活動全般とする。

## (支援金の財源)

第 3 条 全国のろうあ団体を中心に聴覚障害児・者、手話関係者、一般市民等、幅広く支援金を募って運営する。

## (適 用)

第 4 条 対策本部が適当と認めた①対策本部救援活動、②支援関係団体との連絡・調整等、③地域本部等の支援活動、④被災者救済に支出する。

2. 資金の管理及び会計業務は対策本部にて行う。

## (会計期間)

第 5 条 2016 年 4 月 18 日から平成 28 年熊本地震支援活動が終了するまで。

## (会計報告)

第 6 条 日本聴力障害新聞及び連盟ホームページで行う。

## (支援金の受付)

第 7 条

①銀行：みずほ銀行 江戸川橋支店

普通預金 口座番号：1 5 1 1 2 7 6

名義：(一財)全日本ろうあ連盟

災害救援中央本部代表 石野富志三郎